

三好市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三好市有料広告掲載取扱要綱(平成19年3月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき、三好市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載の範囲は、要綱第3条の規定を準用するものとし、その広告を掲載する団体等(以下「広告主」という)のホームページにリンクするものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告はバナー広告とし、掲載位置はホームページのトップページとする。また、掲載枠の位置については指定できないものとする。

2 データサイズは、JPEGおよびGIF(アニメーション可)形式で、横170×縦50ピクセル、20KB以内のものとする。

3 画像のALT属性テキストは「広告」で始め、全半角を問わず30文字以内とする。

4 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領等に抵触していると判断したとき、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は原則として1か月単位(原則30日)とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(掲載料)

第5条 掲載料は1枠につき1か月10,000円とする。

ただし、3か月以上継続して掲載する場合は5パーセント相当額を、6か月継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引くものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の申込みは、要綱第5条の規定を準用し、原稿を添えて提出するものとする。

2 申込みは、掲載を希望する日の10日前までとする。

3 同一広告主が申込みことができる広告は、同時期に1件限りとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるものほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。